

# 第三期特定健康診査等実施計画

東京都土木建築健康保険組合

平成 30 年 4 月

## 特定健康診査等実施計画について

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

そこで、このような状況に対応するため、平成 20 年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病・高血圧症・脂質異常症等のいわゆる生活習慣病を中心とした疾病予防に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

この特定健康診査及び特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年を 1 期として特定健康診査等実施計画を定めて実施することとされ、平成 20 年度から平成 24 年度までを第 1 期、平成 25 年度から平成 29 年度までを第 2 期としてメタボリックシンドロームの早期発見と疾病予防に努めてきたが、この間の実施内容を踏まえて、平成 30 年度より 6 年を「第三期特定健康診査等実施計画」として対策を実施していくものである。

### 1 第二期特定健康診査等の実施について

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、40 歳以上の被保険者・被扶養者に対して実施する人間ドック、生活習慣病健診及び特定健康診査等の受診結果に基づき、男性は腹囲 85cm 以上、女性は腹囲 90cm 以上で数値の悪い項目（リスク）が 1 つある場合は動機付け支援、数値の悪い項目（リスク）が 2 つ以上ある場合は積極的支援、あるいは BMI が 25 以上で数値の悪い項目（リスク）が 2 つある場合は動機付け支援、数値の悪い項目（リスク）が 3 つ以上ある場合は積極的支援として、生活習慣の改善に向けての保健指導を行うこととされたところである。

動機付け支援に該当した者は、初回面談を受けた後、生活習慣の改善状況を 3 カ月後に保健師等に報告し成果をみることとなっており、また、積極的支援に該当した者は、初回面談を受けた後、毎月 1 回、生活習慣の改善状況を電話等で保健師等に報告し、6 カ月後の成果をみることとなっている。

なお、服薬中の者は保健指導の対象から除かれることとなっている。

第二期特定健康診査実施計画における目標はつぎのとおりである。

① 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 85%とし、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定めた。

目標実施率

(%)

年度		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者＋被扶養者		65	70	75	80	85	85
内訳	被保険者	85	88	92	95	98	—
	被扶養者	35	43	49	57	65	—

② 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率は、30%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定めた。

目標実施率

(%)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者＋被扶養者	10	15	20	25	30	30

## 第二期における実施状況

① 特定健康診査(表 1～表 3)

特定健診対象者は、受診者数は 25 年度以降増加してきている。被保険者・被扶養者ともに特定健診実施率については、目標に達成していない。特に被扶養者については、市区町村健診の受診率が把握できない面もあり、実施目標には達しておらず、被扶養者の受診率が低い状況にあり全体的に実施目標には達していない。

被保険者＋被扶養者

(表 1)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健診対象者数	17, 207	18, 288	18, 596	18, 965
特定健診目標受診率	65%	70%	75%	80%
特定健診目標人数	11, 185	12, 802	13, 947	15, 172
特定健診受診者数	10, 877	11, 924	12, 535	12, 878
特定健診実施率	63. 2%	65. 2%	67. 4%	67. 9%
特定健診達成率	97. 3%	93. 1%	89. 9%	84. 9%

## 被保険者

(表 2)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健診対象者数	11, 441	12, 255	12, 528	12, 897
特定健診目標受診率	85%	88%	92%	95%
特定健診目標人数	9, 725	10, 784	11, 526	12, 252
特定健診受診者数	9, 126	10, 163	10, 655	10, 817
特定健診実施率	79. 8%	82. 9%	85. 0%	83. 9%
特定健診達成率	93. 8%	94. 2%	92. 4%	88. 3%

## 被扶養者

(表 3)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健診対象者数	5, 766	6, 033	6, 068	6, 068
特定健診目標受診率	35%	43%	49%	57%
特定健診目標人数	2, 018	2, 594	2, 973	3, 459
特定健診受診者数	1, 751	1, 761	1, 880	2, 061
特定健診実施率	30. 4%	29. 2%	31. 0%	34. 0%
特定健診達成率	86. 8%	67. 9%	63. 2%	59. 6%

## ②特定保健指導(表 4～表 6)

この特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援該当者の占める割合は、受診者数の増加に伴い、増加傾向にある。

特定保健指導の実施率については、平成 28 年度については若干増しているものの相対的に年々減少傾向にある。

## 被保険者＋被扶養者

(表 4)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健診受診者数	10, 877	11, 924	12, 535	12, 878
動機付け支援対象者数	1, 023	1, 090	1, 102	1, 193
動機付け支援対象者の割合	9. 4%	9. 1%	8. 8%	9. 3%
積極的支援対象者数	1, 951	2, 186	2, 225	2, 264
積極的支援対象者の割合	17. 9%	18. 3%	17. 8%	17. 6%
特定保健指導対象者合計	2, 974	3, 276	3, 327	3, 457
特定保健指導終了者数	155	77	39	54
特定保健指導終了者の割合	5. 2%	2. 4%	1. 2%	1. 6%

## 被保険者

(表 5)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健診受診者数	9,126	10,163	10,655	10,817
動機付け支援対象者数	931	986	993	1,054
動機付け支援対象者の割合	10.2%	9.7%	9.3%	9.7%
積極的支援対象者数	1,910	2,147	2,171	2,213
積極的支援対象者の割合	20.9%	21.1%	20.4%	20.5%
特定保健指導対象者合計	2,841	3,133	3,164	3,267
特定保健指導終了者数	140	72	25	50
特定保健指導終了者の割合	4.9%	2.3%	0.8%	1.5%

## 被扶養者

(表 6)

年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
特定健診受診者数	1,751	1,761	1,880	2,061
動機付け支援対象者数	92	104	109	139
動機付け支援対象者の割合	5.3%	5.9%	5.8%	6.7%
積極的支援対象者数	41	39	54	51
積極的支援対象者の割合	2.3%	2.2%	2.9%	2.5%
特定保健指導対象者合計	133	143	163	190
特定保健指導終了者数	15	5	14	4
特定保健指導終了者の割合	11.3%	3.5%	8.6%	2.1%

## ③各項目に係る服薬者数と割合(表 7)

高血圧、脂質異常症及び糖尿病に係る服薬者割合は、いずれも増加傾向にある。

(表 7)

年度	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
特定健診受診者数	8,268	2,609	9,121	2,802	9,545	2,990	9,625	3,253
高血圧に係る服薬者数	1,576	251	1,812	269	1,943	298	2,060	320
高血圧に係る服薬者割合	19.1%	9.6%	19.9%	9.6%	20.4%	10.0%	21.4%	9.8%
脂質異常症に係る服薬者数	744	191	861	214	925	246	980	262
脂質異常症に係る服薬者割合	9.0%	7.3%	9.4%	7.6%	9.7%	8.2%	10.2%	8.1%
糖尿病に係る服薬者数	523	33	591	44	640	41	651	48
糖尿病に係る服薬者割合	6.3%	1.3%	6.5%	1.6%	6.7%	1.4%	6.8%	1.5%

#### ④喫煙者に係る指導レベル割合(表8)

受診者のうち喫煙者の占める割合は、男性・女性でいずれもほぼ横ばいである。また、この喫煙者のうち、積極的支援に該当する者の占める割合は、3頁の表4で示した受診者全体のうちで積極的支援に該当する者の占める割合より高い数値となっている。

(表8)

年度	25年度		26年度		27年度		28年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
特定健診受診者数	8,268	2,609	9,121	2,802	9,545	2,990	9,625	3,253
受診者のうち喫煙者数	3,522	322	3,646	375	4,020	373	3,980	406
受診者に対する喫煙者割合	42.6%	12.3%	40.0%	13.4%	42.1%	12.5%	41.4%	12.5%
喫煙者のうち動機付け支援対象者数	62	8	42	14	79	10	93	12
喫煙者の動機付け支援対象者割合	1.8%	2.5%	1.2%	3.7%	2.0%	2.7%	2.3%	3.0%
喫煙者のうち積極的支援対象者数	1,151	22	1,274	28	1,306	23	1,299	31
喫煙者の積極的支援対象者割合	32.7%	6.8%	34.9%	7.5%	32.5%	6.2%	32.6%	7.6%
喫煙者のうち血圧に係る服薬者数	546	22	562	30	670	32	698	29
喫煙者の血圧に係る服薬者割合	15.5%	6.8%	15.4%	8.0%	16.7%	8.6%	17.5%	7.1%
喫煙者のうち血糖に係る服薬者数	243	5	214	12	259	7	267	7
喫煙者の血糖に係る服薬者割合	6.9%	1.6%	5.9%	3.2%	6.4%	1.9%	6.7%	1.7%
喫煙者のうち脂質に係る服薬者数	255	11	285	17	308	20	323	16
喫煙者の脂質に係る服薬者割合	7.2%	3.4%	7.8%	4.5%	7.7%	5.4%	8.1%	3.9%

## 第二期の実施状況からの課題

第二期特定健康診査等実施計画期間(平成25～29年度)における実施状況については、特定健康診査及び特定保健指導ともに目標には達していない。

平成28年度においては特定健康診査は目標84.9%に対し67.9%であり特に被扶養者の実施率が34%と低い水準となっている。特定保健指導については、平成28年度においては目標25%に対して1.6%という大変低い水準となっている。このため、第二期最終期間(平成29年度)における実施目標(特定健康診査85%、特定保健指導30%)の達成は厳しい状況にある。

## 2. 第三期における特定健康診査等実施計画

第一期及び第二期の実施状況と課題を踏まえ、第三期において以下の通り実施計画を定める。

### 第三期特定健康診査等の基本的考え方

第三期特定健康診査は、基本的には第二期の考え方を踏襲し実施していくこととされている。ただし具体的目標については各保険者の目標率が国から示されており、総合健保の場合は、特定健康診査の実施率は85%、特定保健指導の実施率は30%を目標とするよう定められている。

### 保険者ごとの目標

保険者別	全国目標	市町村保	国保組合	全国健康保険協会	単一健保	総合健保	共済組合
特定健診の実施率	70%	60%	70%	65%	90%	85%	90%
特定保健指導の実施率	45%	60%	30%	35%	55%	30%	45%

## I 達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

第三期最終年度(2023年度)における特定健康診査の目標実施率を国の参酌標準である85%とする。この目標を達成するために、2023年度以降の実施率(目標)を下記のように定める。

### 目標実施率

#### 被保険者+被扶養者

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数(推計値)	20,278	20,440	20,603	20,767	20,933	21,100
目標実施率(%)	65	69	73	77	81	85
目標実施者数	13,181	14,104	15,040	15,991	16,956	17,935

#### 被保険者

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数(推計値)	13,865	13,975	14,086	14,198	14,311	14,425
目標実施率(%)	82	85	88	92	95	98
目標実施者数	11,369	11,879	12,396	13,062	13,595	14,137

## 被扶養者

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
対象者数（推計値）	6,413	6,465	6,517	6,569	6,622	6,675
目標実施率（%）	28.3	34.4	40.6	44.6	50.8	56.9
目標実施者数	1,812	2,225	2,644	2,929	3,361	3,798

## 2.特定保健指導の実施に係る目標

第三期最終年度（2023年度）における特定保健指導の目標実施率を国の参酌標準である30%とする。  
この目標を達成するために、2018年度以降の実施率（目標）を下記のように定める。

### 目標実施率

#### 被保険者

※動機付支援及び積極的支援の対象者数は2016年度実績割合

【動機付け支援 9.7%、積極的支援 20.5%】を見込んで算出

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者数	13,865	13,975	14,086	14,198	14,311	14,425
動機付け支援対象者	1,345	1,356	1,366	1,377	1,388	1,399
実施率（%）	5%	10%	15%	20%	25%	30%
実施者数	67	136	205	275	347	420
積極的支援対象者	2,842	2,865	2,888	2,911	2,934	2,957
実施率（%）	5%	10%	15%	20%	25%	30%
実施者数	142	286	433	582	733	887
保健指導対象者計	4,187	4,221	4,254	4,288	4,322	4,356
実施率（%）	5%	10%	15%	20%	25%	30%
実施者数	209	422	638	858	1,080	1,307

#### 被扶養者

※動機付支援及び積極的支援の対象者数は2016年度実績割合

【動機付け支援 6.7%、積極的支援 2.5%】を見込んで算出

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者数	6,413	6,465	6,517	6,569	6,622	6,675
動機付け支援対象者	430	433	437	440	444	447
実施率（%）	5%	10%	15%	20%	25%	30%
実施者数	22	44	65	88	111	134



積極的支援対象者	160	162	163	164	166	167
実施率 (%)	5%	10%	15%	20%	25%	30%
実施者数	8	16	25	33	42	50
保健指導対象者計	590	595	600	604	610	614
実施率 (%)	5%	10%	15%	20%	25%	30%
実施者数	30	60	90	121	153	184

(被保険者＋被扶養者)

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	20,278	20,440	20,603	20,767	20,933	21,100	—
特定保健指導対象者数(推計)	4,777	4,816	4,854	4,892	4,932	4,970	—
実施率 (%)	5%	10%	15%	20%	25%	30%	30%
実施者数	239	482	728	978	1,233	1,491	—

### 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2023年度における特定保健指導対象者の減少率の国の目標は25%以上であるが、当組合としても25%を努力目標としていきたい。

### 4. 第三期における重点対策事項

第三期における特定健康診査等の実施方法は、第一期・第二期と同様に行うことを基準とするが、第一期・第二期の実施結果を踏まえて、下記の事項を重点事項として取り組んでいくこととする。

- ① 被保険者における特定健康診査受診目標人数は、2023年度で対象者の98%と高い率となっていることから、目標達成のために、事業所別の未受診者の把握を行い、事業所を通じて受診勧奨を行なっていく。
- ② 被扶養者における特定健康診査受診目標人数は、2023年度で56.9%と、これも現状に比べてかなり高い率となっていることから、目標達成のために、健保連と保険者協議会(地方自治体)集合契約を積極的に活用し、自宅近辺の健診機関での受診を促すなど、被扶養者の多数を占める女性が受診しやすい環境を作っていくこととする。
- ③ 特定保健指導については該当する受診者へ早目に受診勧奨通知を行うとともに、事業所にも連絡し事業所と当組合が連携して受診勧奨に努めていくこととする。
- ④ 新たな特定保健指導委託機関と契約し、被扶養者である特定保健指導対象者の自宅へ直接訪問し特定保健指導を実施するなど、特定保健指導の実施率向上に努めていくこととする。
- ⑤ データヘルス計画の分析を活用し、ニーズに合った事業の実施に努めていくこととする。

- ⑥ 40歳以上でメタボリックシンドロームに該当していない者（腹囲が男性で85cm未満、女性で90cm未満、又はBMIが25未満の者）でリスクをかかえている者又は40歳未満でリスクをかかえている者も重点対策を行う対象者と位置づけ、事業所と協力しながら、病気になる前の対策を強化していくこととする。
- ⑦ 喫煙者については、保健指導対象者に該当する割合が高いことから、禁煙を促す取組みの実施について検討していくこととする。
- ⑧ 毎年度の実施状況を踏まえて、翌年度における具体的対策を検討していくこととする。

## II 特定健康診査等の実施方法

### 1. 実施場所

特定健診は、東振協契約健診機関、健保連契約健診機関又は組合直接契約健診機関で、固定施設又は巡回により行う。

特定保健指導は、東振協及び組合直接契約機関により実施する。

### 2. 実施項目

特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章により掲載されている健診項目とする。

### 3. 特定健康診査等の対象者

#### (1) 特定健康診査

特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる加入者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者が対象者とする。

#### (2) 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第3章保健指導対象者の選定と階層化により実施する。

### 4. 実施時期

実施時期は通年とする。

### 5. 委託の有無

標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章1～5健診・保健指導の外部委託に基づき委託する。

#### (1) 特定健康診査

東振協契約健診機関・健保連契約健診機関及び組合直接契約健診機関で受診する。

#### (2) 特定保健指導

東振協及び民間事業者（組合直接契約機関）へ外部委託する。

## 6. 受診方法

### (1) 特定健診

東振協契約健診機関・健保連契約健診機関及び組合直接契約健診機関に申し込みを行なったうえで、受診日を決定し受診する。

### (2) 特定保健指導

東振協及び組合直接契約機関に申し込みを行ったうえで、希望施設又は対象者の自宅で受診する。

## 7. 周知・案内方法

受診機関については、事務所への連絡文書及び当健康保険組合 HP に掲載し周知する。

## 8. 健診データの受領方法

健診結果については、東振協契約機関については、東振協を通じて、また、健保連及び組合直接健診機関については、直接にデータを受領し、当健康保険組合で保管する。

特定保健指導に係る結果データについては、東振協または外部委託機関より電子データで受領し、当健康保険組合で、保管する。

## Ⅲ 個人情報の保護

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律及びこれに基づく健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス・個人情報保護管理規程等を遵守します。また、外部委託に際し、個人情報の厳格な管理及び目的外使用の禁止を契約書に定め、委託の契約遵守を管理します。

## Ⅳ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

健康保険組合 HP に概要を掲載する。

## Ⅴ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等実施計画の評価については、実施計画をより実効性の高いものとするため、国への実績報告を活用し、必要に応じ、実施計画の記載内容を、実態に即した効果的なものに見直すこととします。

## Ⅵ その他

### 1. 事業主との連携

特定健診・特定保健指導を円滑に実施するため、事業主との連携・協力体制を構築していくこととする。

### 2. 研修への参加

特定保健指導について、随時に研修へ参加し、知見の研鑽を図る。